

初心者
向け

撮る×シェアする!

写真講座&インスタ講座

参加費
無料

スマートフォンでの写真撮影のこつと、Instagramを利用した情報発信力を磨く、初心者向けの講座を実施します。申し込みは1講座ごとです。

☎ 魅力とりで発信課 ☎ 内線1192

開催日	講座名(時間) ※それぞれ複数回実施しますが、同じ内容です。
11月6日(木)	スマホ写真講座(9:00～12:00)
11月14日(金)	スマホ写真講座(9:00～12:00)／インスタ発信講座(13:00～16:00)
11月29日(土)	スマホ写真講座(9:00～12:00)／インスタ発信講座(13:00～16:00)

会場 ▶6日・29日：福祉会館会議室D（市民会館隣）
▶14日：福祉会館会議室B1B2（市民会館隣）

対象 市内在住・在勤・在学か、ほどよく絶妙とりでファンクラブ会員の方

定員 各講座先着15人程度

持ち物 スマートフォン(必須)、モバイルバッテリー（お持ちの方）、取手市の魅力が感じられる写真データ1枚(「ほどよく絶妙とりで」に投稿してもらいます) ※通信料は自己負担です。

申込 市ホームページ(二次元コード)から

締切 10月31日(金)

ファンクラブの
詳細はこちら

市ホーム
ページ

スマホ写真講座

宇津井志穂氏
フォトグラファー

取手美術作家展所属。令和6年「PX3パリ国際フォトコンテスト 金賞(自然／季節部門)受賞。

インスタ発信講座

坂朋子氏
インスタグラマー

インスタアカウント茨城取手グルメなどを運営。SNS総フォロワー約2.8万人(9月1日時点)。

取手市民美術展(市展)

☎ 文化芸術課 ☎ 内線 1292

市民の創作活動の成果を発表する場として、多くの力作を展示する展覧会です。公募作品のほかに、郷土作家の招待作品も展示します。

◆作品展示

会期 第1部(日本画、洋画、彫刻・立体)：10月24日(金)～11月2日(日)
第2部(書、写真、工芸、デザイン)：11月7日(金)～16日(日)
第3部(小・中学校の部)：12月5日(金)～14日(日)

時間 10:00～19:00※会期中は無休

会場 とりでアートギャラリー（アトレ取手4階）

◆表彰式・合評会

表彰式の後に行う合評会では、審査委員が入選した作品などを講評します。どなたでも参加できます。

期日 第1部：11月1日(土) 13:00～
第2部：11月15日(土) 11:00～

市ホーム
ページ

■出展作品の受付・搬入

受付日時 第1部：10月11日(土)・15日(水) 11:00～14:00
第2部：10月25日(土)・29日(水) 11:00～14:00

◎今年度の応募要項で、出品方法や作品規格の詳細を必ず確認の上、出品してください。詳細は市ホームページをご覧ください。

市ホーム
ページ

もっと便利に！スマホサポート教室

☎ 情報管理課 ☎ 内線1152

生活に役立つ機能や市からのお知らせの取得方法など、スマートフォンの基本的な操作を学べます。以下の二つのコースがあります。参加は無料です。

▶スマートフォン未所有者・初心者向け…基本的な操作方法、電話、二次元コードの読み取り、カメラ、インターネットの使い方など

▶中級者向け…アプリのインストール、LINEの使い方など

開催日時・内容 ※参加は①～④の1コースのみ

開催日	コース	時間
10月28日(火)	①スマートフォン未所有者・初心者向け	9:30～11:30
	②中級者向け	13:30～15:30
10月29日(水)	③スマートフォン未所有者・初心者向け	9:30～11:30
	④中級者向け	13:30～15:30

▶申込方法 情報管理課に電話

▶申込開始 ①②10月7日(火) 9:00～、③④10月9日(木) 9:00～

会場 取手ウェルネスプラザ セミナールームA

講師 携帯電話ショップスタッフ

対象 スマートフォンの操作を学びたい方

定員 各先着15人

持ち物 スマートフォン(お持ちでない方には貸し出します)
※ご自身のスマートフォンを使用する場合、通信料は自己負担です。

市ホーム
ページ

◎11月以降も実施します。決まり次第お知らせします。

情報公開・個人情報保護制度の令和6年度実施状況を公表します

☎ 情報管理課 ☎ 内線1151

令和6年度実施状況の概要です。情報開示請求の内容など、詳細は各公共施設や市ホームページからご覧になれます。

■令和6年度 請求決定状況(単位：件)

情報公開条例		個人情報の保護に関する法律	
請求	57※	請求	19
決定	90	決定	19

※取り下げの3件を除く

市ホーム
ページ

▶情報公開制度とは

情報公開条例に基づき、市が保有する情報の公開を求めることができる制度です。情報開示請求のあった情報は公開することが原則ですが、個人情報や法令などの定めによって開示できないものもあります。

▶個人情報保護制度とは

個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の保護に関し基本的事項を定め、適正な管理執行を図る制度です。自己に関する情報の開示や訂正、利用停止を請求することができますが、開示ができないものもあります。

■開示請求の処理状況(単位：件)

①情報公開条例、②個人情報の保護に関する法律

実施機関	決定の件数		決定の内訳					
			全部開示		部分開示		不開示	
	①	②	①	②	①	②	①	②
市長	67	18	23	16	33	2	11	－
教育委員会	20	1	7	－	11	1	2	－
選挙管理委員会	－	－	－	－	－	－	－	－
監査委員	－	－	－	－	－	－	－	－
農業委員会	1	－	－	－	－	－	1	－
固定資産評価審査委員会	－	－	－	－	－	－	－	－
消防長	－	－	－	－	－	－	－	－
議会	2	－	－	－	1	－	1	－
合計	90	19	30	16	45	3	15	0

※1件の開示請求に対して実施機関が複数となるものがあるため、請求件数と決定件数が一致しない場合があります。

■審査請求の状況

開示請求者は行政不服審査法に基づき、審査請求書の提出により審査請求をすることができます。情報公開条例・個人情報の保護に関する法律の規定に基づく決定(処分)に関して、令和6年度中に受理した審査請求は1件ありました。